

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第7項の規定において準用する同法第6条第1項の規定に基づき、小牧市森林整備計画の案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、小牧市森林整備計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和8年2月9日

小牧市長職務代理者

小牧市副市長 伊木利彦

1 縦覧場所

地域活性化営業部農政課（小牧市役所本庁舎3階）

2 縦覧期間

令和8年2月10日から令和8年3月11日まで（市役所の閉庁時を除く。）